

電波監理審議会（第942回）議事要旨

1 日 時

平成21年5月13日（水）16：30～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

佐藤 歳二、森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（21.3.11諮問第12号及び第3号）

Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港無線電話通信システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の範囲拡大に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第459回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

（諮問第21号）

船舶共通通信システムの普及促進に伴う制度整備について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられて

おり、意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、平成20年2月にイージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」が房総半島沖で衝突したことを受けて開催された「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」の最終報告書を踏まえ、関係規定の整備を行うものである。

検討会においては、船の種類等を問わず相互の通信を可能とする仕組みを導入すること、船舶無線における将来のデジタル化の普及の基礎作りを行うことについて、検討を行った。

その結果、共通通信システムとしては、簡易な国際VHF機器を導入することとした。これは、当該国際VHF機器が、レジャー船等の小型船舶において使用されているマリンVHF機器及び大型船舶において装備が義務付けられている国際VHF機器と通信することが可能であって、既に北米で広く普及しており安価で入手することができるためである

本件改正の概要としては、1点目は、現在の日本における国際VHF機器に関する技術的条件は、国際条約に基づいて設置を義務付けている国際VHF機器についてのものであり、高い信頼性や耐久性を求めていることから、任意で設置する簡易な国際VHF機器を導入するため、無線設備の技術的条件の一部を緩和するものである。

2点目は、簡易な国際VHF機器を技術基準適合証明の対象設備として追加し、無線局の免許手續を簡素化するものである。

3点目は、無線局の定期検査制度の見直しを行うことにより、ユーザー負担軽減を図るため、簡易な国際VHF機器のうち携帯型については定期検査を不要とし、据置型については検査周期を3年から5年に延長するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件により、導入される簡易な国際VHF機器について、様々な表現をしているようであるが、正確な名称としてはどのように整理しているのか、との質問に対し、どこに注目するかによって表現を変えているが、本件の対象となる国際VHF機器はクラスDのDSCを設置したものとなる、との回答があった。

(3) 日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について

(諮問第22号)

日本放送協会が創作用素材の電気通信回線を通じた一般への提供等を行う業務について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、日本放送協会（NHK）から申請のあったNHKのウェブサイト上に、利用者が自由に組み合わせて作品を創作することを可能とするための素材等を提供する業務の認可についてである。

具体的には、利用者がNHKにより提供される創作用素材及び簡易編集ソフトウェアを使用して作品を創作し、その作品を投稿する場をNHKが提供するものである。その投稿された作品は、NHKのウェブサイト上で、自由に閲覧することができ、それに対し感想等を書き込むことができるようにするものである。また、簡易編集ソフトウェアを使用せず創作をしたい利用者については、NHKが提供する素材だけではなく、他の素材も自由に組み合わせて作品を創作し、これをNHKのウェブサイトに投稿することも可能であり、さらに、創作用素材を一定の条件を付けた上で、他の動画サービス事業者等にも提供し、その事業者等のウェブサイトにおける創作及び投稿を可能とする。これにより、利用者が新たなコンテンツを制作することができる能力を高め、メディアリテラシーの向上に資することから、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であり、放送法に基づき認可申請があったものである。

申請内容について、放送法に基づき審査した結果、放送法第9条第2項第8号に規定する業務として認められることから、認可することとしたいというものである。

イ 主な質疑応答

- ・ NHKが提供する素材を使用して作品を創作することによって、NHKが提供する創作用素材を組み合わせるだけで、自己の作品が創作できたとの誤解を与えかねないのではないか、との質問に対し、まず、本件は、NHKが提供する創作用素材を自由に組み合わせることで、様々な作品を作ることができるということを学んでいく機会を提供するものであり、また、この創作用素材や投稿について、NHKが事前に確認することによって管理運営を行っていることから、メディアリテラシーの向上に資するものと考えている、との回答があった。
- ・ メディアリテラシーの向上となると、情報を読み解く力を養うことが重要であると考えますが、本件業務によりどのような効果が期待できるのか、との質問に対し、投稿された作品に対する感想を書き込むためには、読み解く力は必要であると認識はしている。また、この業務によって教育関係者が安心して活用することができる素材を提供する意義はあると考えている、との回答があった。

(4) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

(19. 12. 12付議第24号、20. 2. 6付議第1号及び第2号、20. 6. 11付議第5号、20. 10. 8付議第7号、20. 12. 10付議第8号及び第10号、21. 1. 21付議第1号並びに21. 3. 11付議第3号及び第4号)

個人及び短波放送受信者から行われた広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて、審理を主宰した審理官から意見書及び調書の提出があり、本件については次回以降審議していくこととされた。

(5) その他

伝搬障害防止区域の指定及び3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定の申請状況について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)